管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月13日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則11―２）の一部を次のように改正する。

別表第１知事部局の項中「企画幹」を「企画幹　推進幹」に、「外事室長　政策推進室長　調整室長」を「外事室長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。